



平成30年11月15日

各 位

会社名 株式会社正興電機製作所
代表者名 代表取締役社長 添田 英俊
(コード番号：6653 東証第二部・福証)
問合せ先 取締役経営統括本部長 田中 勉
(TEL 092-473-8831)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成30年11月15日の取締役会決議により、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄指定の承認を受けております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、1921年の創業より、「最良の製品・サービスを以て社会に貢献す」を社是として掲げ、堅実な経営、人材育成を基礎として、時代を切り拓く技術の開発を続けてまいりました。当社グループでは、電力部門（電力の安定供給をサポートする監視制御システム・デジタル制御システム・配電機器等）、環境エネルギー部門（上下水道監視制御システムや道路設備など公共インフラ電気設備の制御システム、産業分野のエネルギー監視システム、様々な分野に向けた環境・省エネシステム等）、情報部門、サービス部門、その他部門（電子制御機器、オプトロニクス）の5つの事業を展開しており、環境にやさしく安全で快適な社会の実現を目指しております。特に、当社グループのもつ情報と制御の独創技術により、コア事業である電力、環境エネルギー分野の更なる事業拡大を推し進めるとともに、新製品・新事業の創出に取り組んでおります。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、環境問題、エネルギー問題、老朽インフラ対策や少子高齢化、また、ICT技術の進展による新たな市場の創出など、時代のニーズは大きく変化しております。当社グループはこのような事業環境の変化を事業が大きく成長するチャンスととらえ、新中期経営計画（SEIKO IC2021：2018年～2021年）を策定し、成長戦略を実践しております。

同中期経営計画においては、「躍進するグローバル企業を目指してステップアップしよう！」をスローガンに掲げ、「環境、エネルギーソリューションなど成長牽引事業の積極展開」や「IoT、ICT技術を活用した独自の製品・新技術の創出」、「モノづくりの刷新、自動化、省力化の推進による生産性向上の追求」等を重点課題として取り組んでおります。

今回の新株式発行による調達資金は、古賀工場（福岡県古賀市）リニューアルに係る設備投資資金に充当する予定であります。「生産能力の拡充、新製品・新事業への開発力、開発スピードの強化や顧客要求水準（品質・納期等）への対応力強化」を目的に、製造エリアの拡大や設備の増強・増設を行い、事業拡大による更なる成長と企業価値向上に努めてまいります。

また、本資金調達と同時に実施する株式売出しは、当社の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的として実施するものであります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 500,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年11月26日(月)から平成30年11月29日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成30年12月6日(木)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長添田英俊に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 500,000株
- | | | |
|--------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| (2) 売出人及び
売出株式数 | 氏名又は名称
西日本鉄道株式会社
株式会社日立製作所
土屋 直知 | 売出株式数
200,000株
200,000株
100,000株 |
|--------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成30年12月7日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長添田英俊に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 150,000株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売価格は引受人の買取引受による売出しにおける売価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成30年12月7日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長添田英俊に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 150,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
決 定 方 法
- (3) 増 加 す る 資 本 金 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 から 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
及 び 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 から 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
準 備 金 の 額
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成30年12月25日(火)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成30年12月26日(水)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長添田英俊に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受人である野村證券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成30年11月15日（木）の取締役会決議により、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成30年12月26日（水）を払込期日として行うことを決定しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成30年12月18日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	11,953,695株
一般募集による増加株式数	500,000株
一般募集後の発行済株式総数	12,453,695株
本件第三者割当増資による増加株式数	150,000株 (注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	12,603,695株 (注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限584,508,000円については、全額を平成33年8月末までに古賀事業所の工場等の増改築に係る設備投資資金に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、平成30年11月15日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力 (注) 2.
				総額 (百万 円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
提出会社	古賀事業所 (福岡県古賀市)	電力部門 環境エネルギー 部門 その他	製缶工場 (建物の増 築)	188	—	増資資 金、自 己資金 及び借 入金	平成31年 1月	平成31年 12月	2,790㎡ (43%増 加)
		電力部門 環境エネルギー 部門 その他	制御システ ム・高圧盤 組立工場 (建物の改 築)	292	—	増資資 金、自 己資金 及び借 入金	平成31年 1月	平成34年 10月	3,885㎡ (34%増 加)
		電力部門 環境エネルギー 部門 その他	エンジニア リング棟 (建物の新 築)	1,191	—	増資資 金、自 己資金 及び借 入金	平成32年 9月	平成33年 8月	6,336㎡ (175%増 加)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 各設備投資は生産能力増強を目的とするものですが、当社製品が受注生産による多種多様なものであること、設備の内容が機械設備を含まない建物の増改築、新設を主体としていることなどにより、完成後の増加能力には上段に各建物完成後の延床面積、下段に増加率を記載しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載のとおり充当することにより、当社グループの収益性の向上および財務基盤の強化に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、継続的な安定配当を基本にしつつ、業績に応じた経営の成果を迅速に株主様に還元することを基本方針といたしております。また、市場競争力の維持や新規事業展開、研究開発のための内部留保の確保を念頭に、財政状態、利益水準等を総合的に勘案して決定することとしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めており、年1回以上の配当の実施を基本としております。また、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、市場競争力の維持や新規事業展開、研究開発などに有効投資していきたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
1株当たり連結当期純利益	22.74円	59.29円	53.94円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	11.00円 (5.00円)	15.00円 (6.00円)	16.00円 (6.00円)
実績連結配当性向	48.4%	25.3%	29.7%
自己資本連結当期純利益率	4.3%	9.9%	7.7%
連結純資産配当率	2.0%	2.5%	2.3%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益（又は連結当期純利益）を自己資本（純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期
始 値	403円	501円	478円	1,168円
高 値	620円	550円	1,655円	1,209円
安 値	400円	392円	463円	920円
終 値	496円	472円	1,162円	1,051円
株価収益率	21.8倍	8.0倍	21.5倍	—

(注) 1. 株価は、平成29年11月26日までは福岡証券取引所におけるものであり、平成29年11月27日以降は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. 平成30年12月期の株価については、平成30年11月14日現在で表示しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である西日本鉄道株式会社、株式会社日立製作所及び土屋直知並びに当社株式を信託財産とする退職給付信託の委託者である九州電力株式会社及び当社株主である株式会社九電工は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。